

高知工業高等専門学校総務企画室環境施設マネジメント部門規則

制 定 令和4年 3月17日

(趣旨)

第1条 この規則は、高知工業高等専門学校総務企画室規則第3条第2項の規定に基づき、高知工業高等専門学校総務企画室環境施設マネジメント部門（以下「マネジメント部門」という。）について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 マネジメント部門は、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号）に定めるもののほか、本校の環境方針に基づく環境目的・目標の達成に向けて環境問題に積極的に取り組むとともに、本校の施設の有効活用推進に関する事項及び中長期的な施設整備計画の策定等に資することを目的とする。

(組織)

第3条 マネジメント部門は、次に掲げる教職員で組織する。

- (1) 部門長
- (2) ソーシャルデザイン工学科長
- (3) 総務課長
- (4) 総務課課長補佐（財務担当）、財務係長、契約係長及び施設係長

(委員会)

第4条 マネジメント部門に、専門の事項を検討するため、環境施設マネジメント委員会を置く。

2 前項の委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(環境マネジメントシステム運用)

第5条 環境マネジメントシステム運用に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第6条 マネジメント部門に関する事務は、総務課において処理する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。